



平成29年10月2日

各 位

会 社 名 ウルトラファブリックス・  
ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中野 淳文  
(コード：4235、JASDAQ)  
問合せ先 法務部長 高山 裕史  
(TEL. 042-644-6515)

## 「内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」の 改定に関するお知らせ

当社は、平成29年10月1日の取締役会において「内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」の改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規則に則り適切に保存および管理する。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
コンプライアンス、災害、環境、品質、情報セキュリティ等に係る各種リスクについては、それぞれの担当部門にて、必要に応じ規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 職務権限制度、人事管理制度等、会社規程を整備し、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - (2) 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るため、全社および各部門毎に年度予算・業績管理の策定を行い、その適切な運用を行う。
4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令および定款を遵守した行動をとるための指針を定め、またコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
  - (2) 反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識して、その取引は断固拒絶すべく毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

## 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の行動指針を当社グループ共有のものとして、グループ企業においてコンプライアンス体制をはじめ内部統制が有効に機能するための方策を確保する。
- (2) グループ横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- (3) 取締役社長は、グループ企業の経営者と定期的に会議を開催し、情報の共有化を図る。
- (4) 子会社との間で定期的に経営状況および財務状況の報告会を開くことにより、子会社の経営状況および財務状況の内容を適切に把握し、子会社の業務の適正を確保する。
- (5) 当社は「2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載するリスク管理体制をグループ全体に適用し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- (6) 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務の執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- (7) 当社の内部監査部門は、「関係会社管理規程」等に基づき、当社および当社グループ会社の監査を行い、当社の取締役社長および監査等委員会に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じる。

## 6. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社および子会社等は、財務報告の信頼性・適正性を確保するために金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備および運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

## 7. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- (1) 監査等委員会が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を「内部監査部」に対し要望することができる。
- (2) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人（監査等委員会スタッフ）を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置する。
- (3) 監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。

## 8. 前号の取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項および当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 「内部監査部」に所属する使用人および監査等委員会スタッフの人事異動・評価については、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- (2) 監査等委員会の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査等委員会からの指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

## 9. 当社および当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員および監査等委員会スタッフが経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都

度監査等委員会に回覧する。

- (2) 監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等、並びに子会社の取締役および使用人等に対して報告を求めることができる。
- (3) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査等委員会に報告を行う。
- (4) 「内部監査部」が実施した内部監査の結果についても、監査等委員会に報告する。
- (5) 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
- (2) 取締役社長は監査等委員会と定期的に会議を開催し、監査等委員会が意見または情報の交換ができる体制とする。
- (3) 監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制とする。
- (4) 内部監査部門は監査等委員会との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等の業務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けることができる体制とする。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

以 上